

会 議 録

名 称		市川市子ども・子育て会議（平成３０年度第２回）
議題及び議題 毎の公開・非 公開の別 ※非公開の場合は公 文書公開条例第８条 の項号を記載する		１．子ども・子育て支援事業計画の策定のためのニーズ調査について ２．特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
開催日時場所		平成３０年１０月１２日（金）１０時００分～１１時１５分 全日警ホール２階 第３会議室
出席者	委員	高尾公矢 西智子 田口安克 五ノ井きよみ 丸山賢治 渡慶次康子 川副孝夫 吉原正実 鈴木達也 近藤弘望 野見山直子 知久有美 後藤智香子
	事務局 (所管課)	こども政策部 子育て支援課
	関係課等	こども入園課、こども施設運営課、こども施設計画課、発達支援課、 こども福祉課 保健センター健康支援課 保健センター疾病予防課 青少年育 成課 就学支援課 学校地域連携推進課 指導課
傍聴区分		㊦（０人）・不可
会議の概要 ※詳細別紙		
配布資料		・次第 資料１－１ 市民ニーズ調査票(就学前児童) １－２ " (小学生児童) １－３ " (妊婦) 別紙 調査票修正について (追加) 追加修正箇所 ・資料２ 特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について ・事業所内保育事業所について ・公共施設等を活用した保育所の整備における設置・運営事業者の要件について (報告)
特記事項		

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成30年度第2回）（詳細）

1 開催日時：平成30年10月12日（金）10時00分～11時15分

2 場 所：全日警ホール2階 第3会議室

3 出席者：

委 員 高尾公矢 西智子 田口安克 五ノ井きよみ 丸山賢治 渡慶次康子
川副孝夫 吉原正実 鈴木達也 近藤弘望 野見山直子 知久有美
後藤智香子

市川市 高久こども政策部次長、岡崎子育て支援課長、宮内こども入園課長、
生澤こども施設運営課長 長谷川こども施設運営課副参事、
秋本こども施設計画課長、鷺沼発達支援課長、立場こども福祉課長、
菊池保健センター健康支援課長 岡野谷保健センター疾病予防課長
野村青少年育成課長 六郷就学支援課長 堀江学校地域連携推進課長
川又指導課長 ほか

4 議 題：

1. 子ども・子育て支援事業計画の策定のためのニーズ調査について
2. 特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について

5 配布資料：

資料1-1 市民ニーズ調査票(就学前児童)

1-2 " (小学生児童)

1-3 " (妊婦)

別紙 調査票修正について

(追加) 追加修正箇所

資料2 特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取につい
て

- ・事業所内保育事業所について
- ・公共施設等を活用した保育所の整備における設置・運営事業者の要件について(報告)

【 10時00分 開会 】

高尾会長：	それでは只今より、平成30年度第2回市川市子ども・子育て会議を開催いたします。先ほど事務局から連絡がありましたが、本日は2名が欠席です。委員の半数以上が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。次に本日の会議の公開に関して皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開することとなっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。それでは、傍聴人の方がおられましたら、お願いいたします。それでは、次第1.「子ども・子育て支援事業計画の策定のためのニーズ調査について」です。事務局から説明をお願いいたします。
子育て支援課長：	子育て支援課長です。市川市子ども・子育て支援事業計画の策定のためのニーズ調査についてご説明いたします。 (資料「1-1、1-2、1-3「市民ニーズ調査票」、「別紙 調査票修正について」、「(追加)追加修正箇所」に基づき説明)
高尾会長：	それでは只今事務局から説明がありましたけれども、政府が幼児教育無償化とか保育の無償化ということを言っております。たぶん実現するんじゃないかという予測もありますので、それに向けてニーズを把握するということは、非常に重要な意味を、今回の調査は特に持つかないという感じがしております。できるだけ実態が把握できるような調査項目にしたいということで、放課後児童クラブの問題も今日では待機がたくさん出ているという意見もありますので、項目を入れるということでございます。何かご意見がございましたら細かいことでも結構ですので意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。
西委員：	基本的にはすごく読みやすくまとまっていると思います。項目数が多いので、後は回収率の問題等が考えられるので、アピール等の広報活動も必要ですが、一つ、文言の統一ということだったのですが、読みやすくなっているのですが、1-1の就学前児童のいる世帯用の問38から39へ、そしてその囲みの中で、ファミリー・サポート・センターと、休日養護、夜間擁護という言葉が入っているところなのですけれども、質問の中は子どもショートステイ事業という言葉になっていて、それを利用したいかどうかということで、休日養護という言葉が出てこない。内容は

	書いてあるのですね。母子生活支援施設で一定期間子どもを預かる事業、休日養護のほうはトワイライトステイの中にも、俗に言う夜間擁護は書いてあるのですが、文言として統一されていないので、かっこ書き等でもいいので、パッと見た方は、中身を知らないで、違う事業のことを説明されているのかと誤解を招きかねないかと思いますので、ここは分かりにくいかと思いました。
子育て支援課長：	子育て支援課です。ご意見ありがとうございます。市民の方に分かりやすいように修正させて頂きたいと思います。
高尾会長：	それでは他に。
川副副会長：	関連してなのですが、このページの39番の下に、ファミリー・サポート・センターの説明が点線で囲んであるのですが、ここの場所よりもかなり前にファミリー・サポート・センターが出てきているので、前に設けられないかと私も考えていたのですが、枠がないのだなと思ったのですが、ひまわりの絵とかが描いてあるところに入る可能性はないのかと思ひまして。かなり前のほうに説明を設けられないのかどうか質問したいと思います。
高尾会長：	それでは事務局よりお願いいたします。
子育て支援課長：	子育て支援課です。枠の入れ様に苦心してしまったところがあるのですが、なんとか検討していきたいと思います。
高尾会長：	要するに説明を原案の絵の箇所に入れたらいいのではないと思うのですがどうでしょうか。最初に出てきておりますので。
子育て支援課長：	その絵のところの上にも言葉が入っておりますので、その流れでわかるように、入れられるようにしていきたいと思います。
川副副会長：	早く質問すればよかったのですが、妊婦のところで、どこに入れているのか私も迷ったのですが、公立保育園を中心にやっている、マイ保育園ですね、マイ保育園のことが一つも触れられていなくて、それは触れてもらいたいなと思いました。保育園に妊娠中に登録するということが市川市は実施していますので、実施している事業はぜひ入れて頂

	きたいと思いました。
高尾会長：	事務局のほうでその辺はどうですか。
子育て支援 課長：	子育て支援課です。入れていなくて申し訳ありません。事業としてやっていることですので、入れたいと思います。
高尾会長：	他にご意見がありましたらお願いいたします。 はい、吉原委員さん。
吉原委員：	吉原です。8月25日の政令が出たのをお送りして、先ほど追加された項目を拝見していて、当初入っていなかった、幼稚園の使い方に関して文言が追加されたので、これから幼稚園の機能に保育施設の機能を持った幼稚園が増えることが予想されていますので、私は今回見ていてうまく整理されたなと思っています。ただ一点、相当量が多いので、回答するほうが大変かなと。ここら辺のところはもう少し整理されるといいかなと。私のほうも、例えば国のほうから、今日の朝も第三者評価の厚労省から来たものがあってやっていたのですが、同じようなことが何回も出てくるのがあっていい加減嫌になったので、もう少し整理されるといいのかなと。50問の設問があったのですけれども、できれば40とかもう若干整理されると。回答していると、だんだん飽きてきて嫌になってきてしまいますので。あと、内容的にはとてもうまく整理されているという感想を持ちました。ご苦勞様でございました。ありがとうございました。
高尾会長：	それでは事務局。
子育て支援 課長：	子育て支援課です。先生のおっしゃる通りでして、回答頂く方のご負担の重さというものも思いつつここまできているのですが、前回の問数が47問あったということで、さらに無償化の関係などがありまして、聞きたい事があって増やしてしまったという状況がありますので、なるべく同じような種類の設問は、取りまとめられればいいかなと思っていますので、詳細に検討していきたいと思います。ありがとうございました。

高尾会長：	他にありますか。 はい、後藤委員さん。
後藤委員：	後藤です。もしかしたら前に説明頂いたかもしれないのですが、今回の主旨が、量の見込みについて検討するということだと思いのすけれども、5年前も同様のニーズ調査をされたと思うのですが、その時の結果が実際の量とどれくらい合っていたのか、それともやはりずれてしまった部分があったのかということを教えて頂きたい、それを踏まえて今回検討したほうがいいかなと思ったので、教えて頂きたいのが一点と、あと細かいところで恐縮なのですが、一瞬悩むなと思ったのが、問の 42 なのすけれども、問の 10 章みたいなのところなのですが、フルタイムの就労とパート・アルバイト等で分けられているのですが、例えば時短みたいな働き方の方は、パート・アルバイト等に含まれるという理解でよろしいのでしょうか。
子育て支援課長：	子育て支援課です。フルタイムではないということで、3 番や 4 番のようところで回答して頂きたいと思います。
後藤委員：	はい。これについては了解です。もしできたら説明をちょっと補足したほうがいいのかなと思ったのと、最初の質問に関してはどうですか。
子育て支援課長：	子育て支援課です。そのような資料を今持ってきておりませんので、差がどれだけという具体的な数字が出せないのすけれども、当初の計画と乖離が出てきた部分について、昨年度の中間見直しで修正をした部分が、乖離が大きかったところということで、対応させて頂いております。
高尾会長：	そこの部分が例えばどういう箇所かは分かりますか。乖離が大きかった部分がどういう箇所であることは分かりますか。
子育て支援課長：	子育て支援課です。すみません。そういう内容の資料を今持ってきていないものすから、次回にお答えさせて頂きたいと思います。
高尾会長：	全体でなくてもいいから、こういう点とこういう点に大きな乖離があったということだけで結構ですので、示して頂きたいと思います。よろしいですか。

後藤委員：	はい。
高尾会長：	他にご意見がありましたらお願いいたします。 どうぞ、近藤委員さん。
近藤委員：	近藤です。この提出が、持ってきてもらうか返信用の封筒でというようになっているのですけれども、これを QR コードとかサイトの URL とかを貼って、ネットで回答ということも含めると、もう少し片手間にできたりするのではないかと思うのですけれどもどうでしょうか。
子育て支援課長：	子育て支援課です。まだ確実にできるかどうかはわからないのですけれども、そういうご意見を頂いたということで検討していきたいと思います。
高尾会長：	原則は郵送ということですよ。それで前回は 40 数%の回収率があったという。やはり市役所がやる調査は高いですよ。普通だと 20%くらいなのですよ。我々がやるとだいたい 20 とか 25%になると思うのですけれども。やはり 40%は非常に高い回収率だと思うのですよね。だからそれをもうちょっと工夫して 50%くらいに本当はいきたいところですよ。 他にご意見がありましたらお願いいたします。はいどうぞ。
野見山委員：	はい。野見山です。アンケートの内容とちょっと離れてしまうかもしれませんが、見込みと実際の食い違いのことなののですけれども、例えば見込みと実際の量で食い違いが起こった場合に、なぜそのような食い違いが生じたのかという、その検証みたいなことというのは、なさっているのかなというところが知りたいのですが、お願いします。
子育て支援課長：	子育て支援課長です。昨年度の第 2 回会議におきまして、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについてという議題をお願いしたと思います。その際に、例えば乳幼児期の教育・保育の充実という項目で、達成率が 61.7%と低かったというものがあります。こちらのほうは乳幼児教育・保育の一体的提供の推進というものも、25%という低い数字になっておりまして、これらについての理由を、当初移行希望などの結果で量を出しておりましたが、実際にそれを行う段階になって、それほど移行が実行される状況はなかったなどという理由を検討いたしまして、その結果、事業に工夫を加えるのではなく、目標値を変更する方法を取

	りますというような説明を昨年度させて頂いております。そういう形で、なぜ乖離が起きているのか、調査を行った当時の状況と、その後の 3 年間の間の成長というのでしょうか、経過を見まして、何を変えるべきなのか、もしくは何かを工夫すべきなのかというところを見たうえで、目標を変えるべきと判断したものについて、見直しをさせて頂いたところでございます。
野見山委員：	わかりました。というのも、学童保育のところの設問で、何年生まで利用したいですかという設問があったと思うのですがけれども、私の周りでも高学年まで利用したいと思っていたけれども、やはり行きたがらなくなるというところがあって、自分の思っていた場所とは違ったということで子どもが行きたがらなくなったというところで、行かせたかったけれども行ってくれなかったみたいな状況がある中で、そういったような食い違いのようなことも、本当は行ってほしいけれども行ってもらえなくてというようなところは、どういったところで浮き上がってくるのか、改善に向かっていくのかということが知りたかったのです。わかりました。ありがとうございました。
高尾会長：	他にご意見はありますか。よろしいでしょうか。 もしもまた質問項目をこうしてはとかいうようなことがあれば、修正は次回でも大丈夫なのでしょうか。もう無理ですか。
子育て支援課長：	この予算の確保が出来たところでございまして、委託の契約に進んでまいりますので、ここで固めさせて頂きたいと思っております。
高尾会長：	ということですので、何かあれば早急に事務局のほうへ意見を言って頂きたいということになろうかと思いますがよろしいでしょうか。 それではよろしく願いいたします。 資料の 1-1、1-2、1-3 とありますので、少しずつ項目が違いますので、その点も踏まえて事務局のほうへ意見がありましたらお願いいたします。 続きまして、次の議題に進めさせて頂きます。次第 2. 「特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について」です。事務局から説明をお願いいたします。

こども施設 計画課長：	こども施設計画課長です。特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取についてです。 説明に先立ちまして、大変申し訳ございませんが、本件についてご報告がございます。本議題につきましては、この 12 月に開設予定の事業所内保育事業について、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、これを認可することについて当審議会にご意見を求めるとともに、利用定員の定めについてもご意見を求めるものでございます。しかしながら、ご意見を求めることとなる利用定員につきまして、事業者からこの定員について再検討したいという申し出がありまして、新たな定員については今日までに間に合わなかったものであります。現時点ではこの資料に書いてあります定員の数が変更になる可能性がございます。このことから、ご意見を求める事項について、内容が決まっていない部分があることから、今回は正式な議題としてご審議頂くことができません。誠に申し訳ございませんが、この件につきましては、11 月に予定されております次回会議で議題とさせて頂き、今回につきましては、事業の概要について説明をさせて頂ければと思います。それでは事業の概要についてご説明させて頂きます。 (資料 2 「特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について」、「事業所内保育事業所について」に基づき説明)
高尾会長：	よろしいでしょうか。何かご質問がございましたらお願いいたします。 一つ質問なのですが、事業所内保育所の説明の 3 のところの主な認可基準という欄で、小規模型の場合、保育士資格が研修修了者を含むとなっていますよね。これはどういう意味でしょうか。
こども施設 計画課長：	こちらについては、子育て支援員研修というものがございます。この中で事業所内保育事業、地域型保育事業についての研修コースがありますので、その研修を履修したことが認められるという形になっております。
高尾会長：	ということは、保育士資格を持っていなくてもいいということですか。そういうことですよ。この間新聞発表があったのを見ましたら、国家戦略特区で、特区に限ってですけれども、保育士資格を持っていなくても 7 割の人が保育士資格を持っていれば、あと 3 割はいなくても良いという基準で認めるということが、ほぼ決まったそうです。特区に限って。でもそうしてくると、保育士資格の要件はいらないということになって

	きますよね、3割は。認可保育所でこういうことができるということになっていきますよね。ということは条件が徐々に緩くなっていったって、保育士資格を持たなくても保育所に努めることは可能なのだということになってきますよね。これは国が決めたことですからとやかく言う必要はないのだけれども、そういうふうに徐々に徐々に条件を緩和して、待機児童のためにおそらくそうしていくのだろうと思いますけれども、かなり危険性を感じます。 他にご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいですか。
後藤委員：	質問というか不勉強なので教えて頂きたいのですが、事業所内保育事業所についての資料で、2の定員についての②の従業員枠の公定価格（運営費）が84%と、地域枠が100%でこちらが84%というものですが、これはどういうことなのか教えて頂けますでしょうか。
こども施設 計画課課長：	お答えいたします。事業所内保育事業所につきましては、企業が設置するもので、一般的に福利厚生施設という位置づけになっております。そのようなことから公定価格につきましては84%という設定をしております。一方地域枠につきましては、普通の保育所と同じ形になりますので、それについてはきちっと100%支払うという形になっております。
高尾会長：	企業が面倒を見ろということですよ。
西委員：	西です。また認可とは違うと思うのですが、小規模型の19人以下、地域型小規模B型だと2分の1が保育士資格、あとは保育補助員で支援員研修を終えたのが望ましいというようになっていたかと思うのですが、市川市として、この研修修了者の割合とか、ある程度事業者には要件として出しているものはあるのですか。それとも事業者の設定のところでOKにしているのでしょうか。
こども施設 計画課課長：	現在において19名以下の小規模型について、設定している基準というものはございません。
西委員：	わかりました。そうすると、事業者のほうでどれだけ保育士資格者を入れるかということに、ある程度委ねられるということでしょうか。B型に準じなさいとか、そういう指導が入るということはないということでは

	すよね。A 型だと全員保育士でなければならないですよね、国基準は。その辺が今後の質を守るということで考えて行ってもらいたいのかなと。それは国の問題もありますけれども、行政が直接的に市の認可事業としてやっていくということの範囲になっていくと、今後考えて頂く質の問題の一翼になるのかなと思っています。
こども施設 計画課長：	本市においては、小規模保育事業所の整備については主に A 型、保育従事者は保育士のみということで募集しております。そういったこともございますので、きちっとした決まったことはないのですが、19 名以下の規模で来た場合には、保育士の数については事業者と協議をしていきたいと思っております。
高尾会長：	そうすると小規模型の場合、保育士資格は何%とかいうのはないのですか。
西委員：	これはないですよ。それを市としてプラスアルファで質を上げるために考えていく方策の一つに考えて頂くといいなと。事業所内はあくまでも事業所主導型になっていくと思いますのでというところです。
こども施設 計画課長：	大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。事業者内保育事業の小規模型は、やはり小規模保育事業所に基づくものでございますので、19 名以下の場合には小規模保育 B 型、要するに半分以上が保育士というような資格基準がございます。
高尾課長：	それを守るといことですね。
こども施設 計画課長：	はい、そうです。
高尾課長：	他にご意見が有りましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 この施設は、病院の敷地の中、道路の端のところで行うということですね。わかりました。 よろしいでしょうか。それでは次回具体的に検討ということになるのかと思います。 それでは資料にありますような、事務局から報告があると思うのですが、お願いしたいと思います。

こども施設 計画課長：	こども施設計画課長です。前回会議で報告案件として説明いたしました、公共施設を活用した保育所の整備における設置運営事業者の要件についての報告でございます。まずは 8 月に行いました、公共施設を活用した保育所における設置運営者の申請資格に係るアンケートにご協力頂きましてありがとうございました。委員の皆様から頂いたご意見を踏まえまして、申請の資格を定めさせて頂きますが、今回のアンケートで、委員の方からありましたご意見について、ここに主なものをまとめましたので、この場を借りてご報告いたします。本日お配りしましたこちらの資料をご覧頂きたいと思います。 (「公共施設等を活用した保育所の整備における設置・運営事業者の要件について(報告)」に基づき説明)
高尾会長：	公共施設を活用した保育所の説明ですけれどもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 はい、どうぞ。
後藤委員：	ご報告ありがとうございます。後藤です。教えて頂きたいのですけれども、一つ目の申請資格についてなのですが、昔の公共施設の活用事例では、申請資格を社会福祉法人に限定した経緯があるということなのですが、これはどういう理由で今までは限定してきたのですか。
高尾会長：	事務局のほうで。
こども施設 計画課長：	ご説明いたします。こちらについては直近の事例では約 10 年ほど前になります。妙典地区にある小宮山公園という公園の一部を保育園用地に頂きまして、保育園を建設したものでございます。その当時につきましては、主な保育園の運営主体が社会福祉法人でありましたので、それに限定したというところでございます。
後藤委員：	はい。わかりました。でも近年は社会福祉法人以外にも、株式会社とか NPO 法人とか色々ある中で、そこに限らずもうちょっと幅を広げても、ちゃんと質が担保されていればいいのではないかということですね。
こども施設 計画課長：	現在私どもが行っている、民間の事業者の保育園設置、運営事業者の募集につきましては、ほとんどが株式会社による応募でございます。社会福祉法人というのは年に 1 件ないし 2 件ぐらいとなっていることから、

	事業者の選定、評価において、保育の質をきちんと審査、担保したうえで応募要件も見直す必要があると考え、今回アンケートを取らせて頂いたものです。
高尾会長：	ということでよろしいですか。だから保育の質の担保ということが、これから非常に重要になってくると思いますね。東京都の世田谷区は、待機児童が多いのですよね。多い理由は、従来社会福祉法人に限定していて、それを今でも概ね守っている。それは要するに質の確保なのだと。もし株式会社を認可した場合には、倒産するとか、撤退するとか、そういう危険性があるからなのだとということを区長は公言しています。だからそれで質を担保していくのだというのが、区の考え方としては一つ理解できるかなと思います。だから質の担保というのはこれから求められていくというか、何でもありということではね。例えば資料の下のところにありますように、全く保育所の運営経験がない事業者も応募できるというふうになってきますから、そういうことを言いますと、それが全部悪いという訳ではないのですけれども、保育の質をよく見て審査してやっていく必要があろうかと思えますけれども。 他に何かありましたらお願いいたします。はい、野見山委員さん。
野見山委員：	様々な視点から選考をしていくことが大事になってくるのではないかと思いますのですけれども、運営のことのスペシャリストだったりとか、保育に関してのスペシャリストだったりとかと思うのですけれども、どのような方が審査にあたるのか、どのようになっているのか教えてください。
こども施設 計画課長：	お答えします。現時点につきましては、評価をどのようにしていくかという具体的な決定はございません。ただ一つ言えるのは、民間事業者による保育園設置に関しては、評価員会議というものを設けておりますので、まずはそちらを活用した形で考えていきたいと思っております。
野見山委員：	評価員会議に参加される方は、どのような方ですか。
こども施設 計画課長：	評価員会議のメンバーですが、高尾会長、税理士の方、残りの委員についてはこども政策部次長、こども入園課課長、こども施設運営課長、保育士経験を持つ職員という構成になっております。

野見山委員：	わかりました。ありがとうございました。
高尾会長：	どうぞ。
川副副会長：	川副です。ここまで大胆にこれを出された、前回から感じていたのですが、もうすでに具体的な想定をしていらっしゃるのではないかと思います。要するに具体的にこの計画があるのに合わせて、今報告まで出されていますが、具体的にどんな想定をされているのか。この間大洲公園の話が出ました。それ以外にも何か想定されているかどうか聞かせてもらっていいですか。
高尾会長：	事務局のほうでわかる範囲でお願いします。
こども施設 計画課長：	今回、公共施設を活用した保育所設置、事業者の募集に関しましては、前回ご説明した通り大洲公園、大洲防災公園ではなくて、こども発達センターの裏手にある大洲公園、別名を市川駅南公園というのですが、そちらのほうで 300 m ² ほど敷地を頂いて保育園を建設するものでございます。それについて今後の流れとしましては、10 月の中旬から下旬に事業者の募集を行っていきたいと考えているところでございます。その他の公共施設の活用については、まだ皆様方にご説明する具体的な計画は決まっておりません。
高尾会長：	他にご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。 公共施設を活用した保育所設置は、これからの保育所のあり方を決めていくということでは、やはり重要なポイントかなと思います。今後もこれを含めて検討していきたいと思います。 よろしいでしょうか。
西委員：	西です。法人格うんぬんということだけに、規制緩和依頼ですね、国の動きも違ってきていますが、先ほどの世田谷も、法人格以外も入れるようになりまして、株式会社も、私も選定委員をさせて頂いているのですが、明らかに実績がないところとあるところでは、同じ株式会社でもかなり違いますし、色々見させて頂く中で、今回は公共施設内ですので、市としてかなりそこでの保育は責任を持っているだろうと、周りの方々は見ると思うのです。ですから選定においては、株式会社もやむをえな

	いというふうには思うのですけれども、株式会社が全部いいとか悪いとかいう問題ではなく、やはり会社組織と社会福祉法人もしくは学校法人でやってきている、歴史とか福祉とか保育とか教育に対する姿勢は違うのを過去たくさん感じてきておりますので、ぜひ実績で、前の園はどういう運営をしているのか、そういうものも見たうえで、運営委員会の中で決めて頂けたらいいなと思います。流れとしては法人格で社会福祉法人にこだわるという流れではなくなってきているので、それ自体に大きく文句をつけるではないですけれども、何かを言うつもりはないのですが、やはりきちんと見ていこう、そして設置してからも運営がきちんとできているのかということを、研修制度とか、国の研修制度だけを待っているとどうにもならないので、施設長さんのあり方とか、そういうものをきちんときめ細かく見ていくものを作っていく必要があるのではないかと考えています。
川副副会長：	もう無法地帯になるのだなというか、子どもの成長・発達を保障するという視点ではなくて、今は待機児童の問題というところから、こういう苦肉の策を考えられたのだなとは思いましたが、これがどんどん拡大していくことには、ちょっと懸念を感じます。法人格というと株式会社だけではなくて、一般社団とか NPO 法人とか、簡単に法人格は作れるので、そこら辺の懸念がすごくあります。審査をなさる時には、どういうメンバーでこの事業が展開されるのかという、核になっている人達の資質も審査のところでは考えて頂いて、審査をする方の責任がいかに重いかということを自覚してやっていって頂きたいと思います。
高尾会長：	おっしゃる通りだと思いますが、もしそうだとすれば、社会福祉法人がもっと応募してくることを望みますよね。今は非常に少ない、ほとんどないに近いですね。その代わりに株式会社が応募してくるというのが状況なのですね。そういう財政的な面からいうと、公園を転換するというのは、条件としては望ましいのですよね。だからぜひ社会福祉法人が進出して頂けるとショックは大きくなくなるはずですが。そうになっていけばいいと思いますけれども。 どうぞ、事務局のほうから。
こども施設 計画課長：	ご意見ありがとうございます。重く受け止めて行きたいと思っております。評価に関してはおっしゃる通りでございます。事業計画書、企画運営書という書類を求めまして評価をしていくのですが、提案事項と、

	現況はどうなっているのですかという項目を設定して評価していきたいと思います。これに関しては、運営している保育園の視察等を今後検討していきたいと思いますので、提案だけに限らず、実際どういった保育をしているかということもきちっと評価をして事業者を決定していきたいと思います。
高尾会長：	今のところそんなにショックは大きくはないと思います。他にご意見がありましたらお願いいたします。 はい、田口先生どうぞ。
田口委員：	田口です。前回の会議を欠席してしまいまして申し訳ありませんでした。今の法人格の話なのですけれども、社会福祉法人さんとか限定的なのですけれども、株式会社でしたら今色々とだいぶ動いて、分割とか、自治体に当初申請した時と大きく変えるということが可能な法整備になっておりますので、そういうことも気を付けられたほうがいいのかと思います。当初はこういう状態だったけれども、会社を分割したいといえばどんどん分割できますので、注意が必要かなと思います。
高尾会長：	はい、どうぞ近藤委員さん。
近藤委員：	すみません、前回お休みしたので大洲公園の話は今初めて聞いてちょっと驚いているのですけれども、大洲地区に住んでいるので、あそこの公園が、大洲小学校の子ども達にとって結構重要な公園であるということをお私はよく知っているのですけれども、子どものための施設なので仕方がない部分もあるのかもしれないのですけれども、それを子どもが使っている場所から取っていくというのはちょっとどうかと個人的には思います。今後参考にして頂ければと思います。
こども施設 計画課長：	ご意見ありがとうございます。確かに公園については、大洲小学校の低学年、中学年のお子さん達が使っていることは確認しております。公園内のオープンスペースに保育園の用地をいただくこととなりますが、子ども達を見ていると、ボール蹴りをしているお子さんが多くいることから、公園内の円形のベンチなどを移設すると、同程度のオープンスペースが生まれますので、保育園を設置させて頂くと共に、子ども達が遊ぶスペースも確保していきたいと思っております。

高尾会長：	他によろしいですか。はい、どうぞ。
吉原委員：	今後のことでお願いなのですがすけれども、基本的にずっと保育園の新設のお話を聞いていますと、これは仕方がないことなのなのですが、駅前の方の待機児童が多い場所にやってくる、用地がない、では今回は公園を使おうと。公園もこの先限定されていった時、何が考えられるのかなというのが不安に思うので。いちごっこで駅前に待機児童が多いことは仕方がないことなのだろうとは思いますが、また八幡の地区で再開発の計画があるやなしやという話も聞きますけれども、そうなったところで、どんどん公園をこういう形で保育所を作るといった方がいいのか悪いのかも含めて、総合的にもう少し、新しい量の見込みを、この先 5 年間されるようですから、他の方法があるかどうか、例えば流山のように保育ステーションを作るだとか、そういうようなことも含めて、トータルなものでもう少し計画をされていくことをぜひお願いしたい。駅前に限らずに用地がないです。特に大洲を見ていますとない訳です。そのところをこうやって、公園を潰してこうやってまた新しく、一回やれば二回目三回目というのは今後出てくる可能性もありますので、これがいいかどうかは私のほうで判断できませんけれども、やはり先ほどの大洲小学校のお子さんの話を聞いていても、待機児童ばかりが子どもではないです。小学生も含めた形で児童の健全育成のことも含めた形で、ぜひトータルな意味で今後 5 年間の計画を、量の見込みだけではなくて立案して頂くことを個人的には希望しております。
高尾会長：	他にご意見はございますか。はい、どうぞ。
渡慶次委員：	渡慶次です。私も前回欠席してしまい申し訳ありませんでした。たぶん以前の会議でも意見をさせて頂いたのですが、勝手に色々と考えているところは、ぜひ総合的な街づくりという視点で、待機児童の解消を考えて頂きたいと常々思っております。前から言っているのは、今ニーズのない大町地区ですね。とてもたくさん市営住宅があります。あそこは市営住宅を立て替えて、結構きれいな住宅になっているのです。私は大町ですべて子育てをしたので、とても本当にいい場所なのですが、あそこの市営住宅は、母子世帯も一人親世帯もすごく多くて、みんな保育園が必要な世帯なのですが、保育園がないのです。保育園がないということで、すごく大変な状況であります。あそこに保育園が 1 個あること

	で、市営住宅にそういう世帯も行く。とても広いので、子育てをするには本当にいい場所ですので、子どもが２人３人と子どもの多い家庭が引越すことで、大町地区が本当に子育てしやすい地区になれば、子育て世代がそちらに行くと思うのです。引越すと思うのです。ですからあそこは総合的に子育てしやすい街、市営住宅を中心に、今は本当に人が減ってしまって、学校自体が大変な状況になっている大町小学校も子どもが増えていくという感じで、私が子育てをしていた頃に比べたら、大きなコンビニもできましたので、少しは子育てしやすくなっていると思うので。一番いいところは駅近なのですね。北総線ではありますが、駅まで徒歩５分圏内なのです。ですからあそこを総合的に子育てのしやすい街というところで、保育園を中心に、支援センターがあればそういう大変な世帯も相談ができるという感じで、ぜひ総合的に考えて頂きたいなと思っております。
高尾会長：	他にありませんか。よろしいですか。それではこれを持ちまして平成30年度第２回市川市子ども・子育て会議を終了いたします。

【 午前１１時１５分 閉会 】